

質問書回答

No.	ご質問	回答
1	<p>(寝具契約について)</p> <p>寝具契約は対半田市幼児保育課様か対個人様のどちらになるでしょうか？</p>	<p>半田市との契約になります。</p> <p>なお、契約人数は入退園等に伴い、月ごとに変動の可能性があります。</p>
2	<p>(寝具仕様について)</p> <p>寝具仕様で敷布団用カバーとシーツとありますが違いは何でしょうか？ 違う商品でしたら敷布団を敷布団カバーに入れ、その上にシーツを被せる使用方法となりますか？</p>	<p>お見込みのとおり、敷布団用カバーは敷布団を入れるもので、シーツは敷布団の上に敷くものになります。</p> <p>使用方法につきまして、お見込みのとおりです。</p>
3	<p>(見積書記載について)</p> <p>様式第14号の単価(円)は年額でよろしいでしょうか？ (例) 単価(円) × 人数(人) = 金額(円) (年額表記)</p>	<p>単価(円)欄は月額単価をご記入いただき、金額(円)欄は年額をご記入ください。</p>
4	<p>(見積書記載について)</p> <p>様式第14号の品目は、寝具一式他の表記でよろしいでしょうか？</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>なお、品目の表記につきましては事業者様ごとで構いませんが、その内容は仕様書を満たす必要があります。</p>
5	<p>(集荷について)</p> <p>シーツ、タオルケット又は掛布団は週1回交換とありますが、集荷回数に条件はありますか？</p>	<p>集荷回数に条件はありませんが、保育現場の利便性に配慮して実施いただく必要があります。</p>
6	<p>(基準点について)</p> <p>合格基準点70点とありますが、審査基準の点数振分けは定まっているのでしょうか。 可能であれば最大点数を教えてください。</p>	<p>最大点数は100点です。</p> <p>その他選考につきましては、実施要領の6ページに記載の「審査項目及び審査基準」に従い、点数配分の公表を行う予定はありません。</p>

No.	ご質問	回答
7	<p>(実施要領 5. プレゼンテーション (5) その他 ウ プレゼンテーションに用意する機器について) 事業者が用意すべきものとして、プロジェクターは必要でしょうか。</p>	<p>プレゼンテーションを実施する部屋には 55 インチのテレビモニターがあり、HDMIケーブルとパソコンを繋ぐことでモニターにパソコン画面を映し出すことができます。 テレビモニターと別にスクリーンもあり、スクリーンに映し出す場合にはプロジェクターをお持ちいただく必要があります。</p>
8	<p>(仕様書 5. 寝具仕様 (2) 敷布団カバーについて) 仕様書にある (2) 敷布団カバーは着脱可能で、横にジッパーなどで閉じることができる、布団を丸ごと包み込むタイプのカバーとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
9	<p>(5 契約実績が分かる書類とは?) 他の施設様一件の寝具リースの契約書のコピーを提出でよろしいでしょうか?</p>	<p>お見込みのとおりです。 ただし、契約書から契約内容の詳細が分からない場合には仕様書の写しなどを添付していただく必要があります。</p>